

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ 外2名

最 終 準 備 書 面

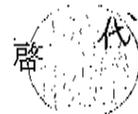
平成30年11月1日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 清 水



同 弁護士 野 間



同 弁護士 出 口 かお



目次	
第1 はじめに.....	1
第2 「捏造」の意味とこれを用いることの重大性.....	2
1 「捏造」の意味.....	2
2 被告村中及び同ウェッジ、同大江の主張とその誤り.....	3
(1) 被告村中の主張.....	3
(2) 被告ウェッジ及び同大江の主張.....	4
3 「捏造に手を染める研究者たち」との表現.....	4
第3 公益目的性.....	5
1 はじめに.....	5
2 本件雑誌記事の発表に至る様々な「異例」の出来事.....	5
(1) 編集長自ら取材に関わる異常さ.....	5
(2) 強引な取材申し込みと決めつけ.....	6
(3) Wedge 平成28年7月号への掲載が最優先の「取材」.....	7
(4) 取材対象者の専門的な説明を理解しないまま記事化.....	8
(5) 「捏造」を問題視しながら「捏造」報道を放置する異様さ.....	9
(6) 原告の勤務先である大学に対する処分要求、厚労省の研究妨害..	10
3 原告の業務妨害を意図した記事.....	11
4 裁判所にさえ、個人の特定につながる実名も住所も教えない被告村中.....	12
第4 真実でないことについて.....	13
1 本件各記事において摘示された事実.....	13
(1) 本件摘示事実1.....	13
(2) 本件摘示事実2.....	15
ア 本件雑誌記事（甲1）.....	15
イ 本件ウェブ記事（甲2）.....	15

(3) 「沈着」が捏造であるとの指摘はない.....	15
2 いずれも真実でない.....	16
(1) 本件摘示事実1.....	16
(2) 本件摘示事実2.....	17
(3) 被告らの主張について.....	17
ア 被告ウェッジ及び被告大江.....	17
(ア) 対象事実①.....	17
(イ) 対象事実②.....	18
(ウ) 対象事実③.....	19
イ 被告村中.....	20
第5 真実相当性もない.....	21
1 はじめに.....	21
2 客観資料が皆無であること.....	21
3 原告に対する確認が皆無であること.....	22
4 塩沢教授への連絡は裏付け取材とはなり得ないこと.....	22
5 小括.....	23
6 被告らの主張について.....	23
(1) A氏が原告に資料を渡したとの部分.....	23
(2) 子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも緑色に染まった画像があるとの説明.....	24
(3) 沈着という記載は捏造ではない.....	25
(4) 本件実験に原告が関与しているとの主張について.....	26
第6 損害.....	27
1 研究止まる.....	27
2 大学内での立場、「捏造」という言葉が持つ深刻な信用毀損.....	28
3 謝罪広告の必要性.....	28

第7	反訴について.....	29
1	債務不存在確認請求の反訴について.....	29
2	損害賠償請求の反訴について.....	29

第1 はじめに

本件名誉毀損事件はきわめて異例である。

1 原告が被告らを訴えた後も、被告村中璃子

による原告、さらには原告代理人に対する言論攻撃は訴訟の外で続いた(丙5の2、丙67、甲32ないし34)。他方で、被告村中は提訴時から結審に至るまで一貫して裁判所に本名も住所も隠し続けた。言いたいことは言い続けるが、自分が言ったことに対する法的責任を取るつもりはないという態度だと言われてもやむを得ない。

2 このような言論(人)を支えているのが被告大江であり、被告ウェッジである。

通常、編集長は、現場取材から離れていることによって、現場取材している者の近視眼的な思い込みや決めつけに気づき、岡目八目的な立場から冷静な目と思考によって客観的合理性の高い記事を完成させる。そのようにして出来上がっている記事であればこそ、主義主張にかかわりなく、注目される価値ある記事になるのである。

ところが、本件記事の責任編集者(編集長)であった被告大江は全く違っていた。全く逆のことをしていた。被告大江は雑誌編集長でありながら、読者の感情を煽る「捏造」という用語を本件記事で頻繁に使うことを決めた張本人だったのである(大江調書32頁)。

本件各記事では、被告大江は、原告を追い詰める記事を完成させるために、被告村中以上に積極的に活動していた。被告大江は、国際医療福祉大学宛ての取材要請(文面からすると、強要という印象を受ける)(乙9)を起案した張本人であり、本件記事のほとんど唯一の取材とあってよいA氏に対する“取材”(取材の体をなしていないことは後に論じる)を被告村中に任せることなく、自ら出掛けて行き、本件記事の執筆者であるはずの被告村中が到着する前から始め、記事が掲載された月刊 Wedge を発売日以前に信州大学と原告に送りつけ、信州大学宛ての書面には、原告について、「このような方が副学長、医学部長の任にあることは大

きな問題であると考えます。大学として何らかの措置をとられるべきではないか存じます。」と書き（甲29）、厚労省に月刊 Wedge を持ち込み、関係職員らに配った。被告大江は本件記事で大学と厚労省を動かし、原告の研究班における、子宮頸がんワクチン等を接種した NF- κ Bp50 欠損マウス（以下、「本件ノックアウトマウス」という。）の血清と正常マウスの脳組織との反応をみた実験（以下、「本件マウス実験」という。）の妨害をし、それは成功した。被告大江の原告に対するこの異様なエネルギーは、一編集長としては考えられない異常なものであって、確信犯的な業務妨害活動である。

- 3 被告ウェッジは、被告村中のような無責任なジャーナリストに記事を書かせ、上記のような異常な編集長に本件各記事（甲1、甲2）を編集させた。本件各記事は極めて悪質な人身攻撃の手段として使われたものであり、違法性が極めて高い不法行為である。

第2 「捏造」の意味とこれを用いることの重大性

1 「捏造」の意味

「捏造」の意味は明確である。

「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」（甲12）あるいは「事実でないことを事実のようにこしらえること」（「広辞苑」第6版）である。

これらの定義は同じ意味内容である。すなわち、「事実でないことを事実のようにこしらえること」というのが一般的な意味であり、これを科学実験・研究の世界で定義付ければ「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」になり、『研究活動の不正行為への対応に関する指針』（平成19年4月19日）（以下、「ガイドライン」という）（甲12）においても、「捏造」の定義は同じである。本件各記事のように科学実験・研究に関する事実主張を行う場合においては必然的に同じ意味内容となる。

被告大江及び同村中とともにA氏の取材に、「動物実験を用いた研究に詳しい脳

科学者」(甲1、41頁最下段)として同席した宮川剛教授(以下、「宮川教授」という。)は、2016(平成28)年6月25日の信州大学へのメール(丙86、26枚目)で、「村中医師の記述のように『捏造』であるとは私自身は思わないのです」と明記している。最初から、「捏造」論は破綻していたのである。

2 被告村中及び同ウェッジ、同大江の主張とその誤り

本件各記事における「捏造」の意味について、被告村中は、同被告準備書面(2)の第2.1において、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS23における発表・発言」が、「実際に実施された本件マウス実験の内容」から隔たりがあるという意味」と主張しており、被告ウェッジ及び被告大江は、被告ウェッジら第1準備書面の第1において、「発言していること」「発表したこと」「議論したこと」と整理する。

しかしながら、いずれの主張もおよそ無理な解釈という他はない。本件各記事において「捏造」と表現した箇所において、『発表・発言』が『実験の内容』から隔たりがあることあるいは「発言していること」「発表したこと」が「捏造」であると指摘した、と読み取ることさえできない。

(1) 被告村中の主張

被告村中は「一般誌に向けて科学の問題をわかるように書くというところが原則」(村中調書29頁)などとして、医師の資格を持つジャーナリストであるはずにもかかわらず、ガイドライン(甲12)の定義(「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」)を本件各記事執筆当時知らなかったと平然と開き直り、素人相手の読み物だから、「捏造」の意味を曖昧あるいは広く捉えてよいのだという弁解をしている(もっとも、同調書30頁においてガイドライン(甲12)の定義にも合致していると主張しているかの弁明もしている)。

しかしながら、科学誌であろうが一般誌であろうが「捏造」の定義が変わるものではない。一般の読者は「捏造」を広辞苑の定義と同様に理解するであろうし、ガイドライン(甲12)もこの定義内容と同じである。それを、一般人

向けの読み物だからより広い意味にしてしまっただけというというのは、正確な文章表現をすることにより読者に正確な事実を知らせ、問題を的確に理解をさせようとする文字表現者たるジャーナリストにはあるまじき暴論である。上記のとおり、一般的な意味では「事実でないことを事実のようにこしらえること」とされる「捏造」が、科学について論ずる場合には「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」という意味になるというだけのことである。

一般誌であっても科学について論ずる以上一般人の理解を前提として「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」が「捏造」の意味になるのである。

(2) 被告ウェッジ及び同大江の主張

被告大江及び被告ウェッジも、被告大江本人尋問において「一般的な用語としての捏造」などとしてガイドライン（甲12）の定義よりも広い概念があると主張するが（大江調書38頁）、同様に失当である。

なお、被告大江は、弁明を二転三転させつつも最終的にはガイドライン（甲12）の定義にも該当するとし（大江調書44頁）、その意味は「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」のうちの「等を作成する」という部分に含まれ、「こういった結論だとして発表したこと、発表内容のことです」とする（大江調書45頁）。しかしながら、ここでいう「等」は「作成する」という動詞の目的語であり、その範囲は「存在しないデータ、研究結果」に類する客観的な結果資料を指すことは明らかである。「発表」を「等」とし、「発表内容を作成すること」と読むことはおよそ不可能である。長年、月刊誌の編集者、編集長を行ってきた者にあるまじき詭弁である。

3 「捏造に手を染める研究者たち」との表現

本件雑誌記事（甲1）では、被告大江が、表題部分で「研究者たちはいったい何に駆られたのか」と書き、「研究者」に「たち」をつけ複数にし、「厚労省研究班が行ったこの発表」と書き、発表の主体を「研究班」とし、被告村中は、本件記事の末尾に、「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち――

これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」と書いた。本件ウェブ記事（甲2）の末尾にも同様の記述がある。これらの記述からすると、捏造行為を行ったのは複数の研究者「たち」ということである。すなわち、本件各記事の記述からは、原告による「発表・発言」ではなく、原告を含む研究班の班員らが行った研究活動に捏造行為があると読むことになる。

ところが、本件訴訟で、被告らは、原告による「発表・発言」が「捏造」であると主張する。この点においても、被告らの主張は本件各記事の記述と整合しない。

第3 公益目的性

1 はじめに

名誉毀損訴訟では、通常、真実性と相当性が争点になるものの、公益目的が主要な争点になることはほとんどない。当該記事がすべて公益目的のためだけに書かれているとは言えないまでも、ある程度認められるような場合には、裁判所は公益目的の存在を認定するからである。

本件でも真実性と相当性は争点になっているが、それ以上に主要な争点になっているのが、本件各記事の公益目的の有無である。以下に詳述するとおり、本件記事は公益目的を装った、子宮頸がんワクチンの副反応を研究する者に対する研究妨害ないし口封じを意図した人格攻撃であり、公益目的はおよそ認められない。

2 本件雑誌記事の発表に至る様々な「異例」の出来事

本件雑誌記事の発表に関しては、様々な場面において、通常取材・出版とは異なる経過を辿っている。

(1) 編集長自ら取材に関わる異常さ

被告大江が本件記事の作成のために積極的かつ深く取材に関わったことは、編集長が取材内容を恣意的、主観的評価にしてしまい、事実確認の厳格さの担保や評価の公正さを著しく損なう危険性があるものであった。被告大江はその

ことを承知で取材や編集に関わっていた。

(2) 強引な取材申し込みと決めつけ

被告らの取材申し込みの仕方は、ジャーナリストとは思えない強引さである。

「期限までにお答えがない場合、実験デザイン、進捗のご報告を受けていた塩沢先生は、1、2ともにご回答は「YES」であったと理解して記事化させていただきます」(乙4、2枚目)という塩沢教授宛のメールなど、取材に応じないなら被告らの主張通りに書くという言い方は、取材対象者から丁寧に聞き出す姿勢を欠いたものであり、好き勝手に書くと言っているのと同じである。

被告村中は、2016(平成28)年3月22日19時7分にメール(甲21)で原告に質問を送り、当時、副学長と学部長で多忙を極めていた原告は、翌日14時9分にメール(甲21)で返事を送った。原告は被告村中の質問に全般的に答え、マウス実験については自ら行っていないことから、「マウスの実験は私でなく、信州大学の他の研究者が発案して実施しております。」と説明した上で、「このノックアウトマウスは学内の研究室で長年自己免疫疾患の研究に使用しており、免疫異常を引き起こしやすいから使用しているとのことです。」という説明も行い、「以上、私の回答できる範囲で述べさせていただきました。」と結んでいる。これは、この時点で答えられる内容を答えているのであり、取材拒否ではない。後に、被告大江及び同村中は完成原稿を原告に確認しなかった理由について取材拒否されたからだとしているが(村中調書26頁)、それこそ事実の捏造である。ましてや、A氏との面談後の同年6月3日以降は、確認すべき事実内容は上記メール(甲21)とは異なり、かつ、原告の名誉に関わることが明らかであるから、原告に事実確認をすべきは当然、編集者(被告大江)としてジャーナリスト(被告村中)として基本中の基本である。

被告大江は、A氏に対する同年5月30日付ファックス(乙9)による取材申し込み文を起案し、国際医療福祉大学の学長宛にファックスした。このようなことをすることは、同年4月から国際医療福祉大学で働くようになったばかり

りのA氏にとっては重大なプレッシャーである。被告大江は、学長に対して、回答期限は6月1日までと区切った上で、A氏に対して「6月6日までに説明の場を設けることをご指示いただきますよう申し入れます」と強引な要求を行った。

被告大江は、塩沢教授に一面識もないにもかかわらず、同年6月7日16時35分にメール(乙4)で取材を申し込み、2つの質問に対して、「明日6月8日の正午までに」回答するよう求め、期限までに回答がなければ、「1, 2ともにご回答は『YES』であったと理解して記事化させていただきますのでご了承ください。」と結んでいる。このような不躰で強引な取材は、まともな雑誌ではあり得ない強引なものである。これで回答がなかったから記事を『YES』で書いて真実性が裏付けられるなどと判断する編集長は、まともな出版社ではあり得ない。このようなひどいメールを真実相当性の証拠として提出せざるを得ないところに、被告ウェッジ及び同大江の出版、取材の杜撰さがはっきり表れている。

(3) Wedge 平成28年7月号への掲載が最優先の「取材」

平成28年3月頃、被告大江は同年6月をもって月刊ウェッジの編集長から異動になることがすでに予定されていた(村中調書25頁)。被告大江が子宮頸がんワクチンに関する記事を編集できるのは同年7月号までであった。

なんとしても Wedge 平成28年7月号で記事にすることを最優先にすると、そのためには、「6月7日か、8日くらい」までに初稿を出す必要があり(村中調書26頁)、それ以前に取材を実現しなければならない。そのことを前提に、多忙なA氏との面談に被告大江、同村中、宮川教授が揃う日時と場所を割り出したとき、同年6月3日午後0時30分から1時間程度、東京駅の丸の内ホテル内ということになった。被告大江が、関係者の予定が「ピンポイントのここしかない」(大江調書9頁)と述べているのはこのような背景事情によるものである。

しかし、本件マウス実験が重要だという位置づけであるならば、被告大江は

自分が編集長である時期に記事にすることを焦る必要はない。次の編集長に申し送り事項として伝えておけばよく、次期編集長が記事にする価値があると判断してくれば記事になるのであり、被告村中も時間をかけて丁寧に取材をすればよいのである。それを次期編集長への引き継ぎにしないで、拙速であろうが何であろうが、自分が編集長の間記事化するという急ぎ方は、本来、冷静に記事原稿をチェックすべき編集長にはあるまじき拙速である。

(4) 取材対象者の専門的な説明を理解しないまま記事化

本件マウス実験に関する取材は、専門性が極めて高い内容である。本件マウス実験を行った取材対象者であるA氏の説明を、前提知識を含めて丁寧に確認し、A氏の説明の趣旨を理解する必要がある。

しかし、被告大江は、「大学の教養課程の理解」（大江調書1頁）で医学的には素人である。被告村中は医師を自称するが、A氏が免疫染色の手法を説明したことについて、「よくやることなんですか。この、自己抗体の有無。」（乙7の2、34頁）と、この手法を理解していない様子であった。そうであるから、被告大江及び被告村中は、A氏の取材にあたり、A氏を知る宮川教授に同席を依頼したのであろう。A氏との面談を、主に宮川教授の都合に合わせ、ライターである被告村中が最初から遅刻する前提でセッティングしたのも、専門性の高い本件マウス実験について、宮川教授の前提知識と理解を当てにしたものと思われる。

しかし、宮川教授は、本件マウス実験の手法についての知見を欠いていた。そのことは、被告大江らがA氏との面談のときの録音（乙7）にもはっきり出ている。すなわち、A氏が論文（甲25の1）の説明をして、「これ神経細胞のタンパクを流して、各マウスの血清を振りかけたんです。そうするとバンドが出るので、自己抗体があるだろうって。」と言うと（乙7の2、34頁）、

「B（宮川） これ、自己抗体ですね。」

「A氏 うん。あるだろうって。」

「C（村中） よくやることなんですか。この、自己抗体の有無、」

と被告村中が質問している。これに対して、

「B（宮川） いや、僕は、あのう、こういうのちょっとよくわからないですけどね。」

と述べており、宮川教授は、自分が本件マウス実験の手法である免疫組織染色について基本的な知識乃至理解を欠いていることを自認している。

つまり、本件各記事は、極めて専門性が高いテーマについて、本件マウス実験の手法についての知見を欠く被告大江・被告村中・宮川教授の3名が、メモも取ることなく（A氏調書、3頁）、A氏とレストランで昼食をとりながら、わずか1時間程度、断片的な会話をしただけで作成されたということである。

そして、A氏から話を聞いた後、被告らの認識を裏付ける客観資料は何ら入手できなかった。A氏の専門的な説明を理解できないまま、何ら裏付け資料を確認せず、他に被告らの認識を裏付ける調査をすることもなく、さらにA氏の話原告に確認することもなく、原告の「捏造行為」を断言する本件各記事を発表できるはずがない。にもかかわらず、被告らは本件各記事の発表を強行した。本件各記事の発表に至るまでのこのような被告ら「取材活動」の杜撰さも、被告大江が編集長の立場にいるうちに発表することを最優先としたためとしか考えられない。

(5) 「捏造」を問題視しながら「捏造」報道を放置する異様さ

本件訴訟において、被告大江及び同村中はいずれも、TBSテレビのNEWS 23における原告の発言内容との相違を問題として取り上げる意図であったと弁解する一方で、TBSテレビのNEWS 23の制作担当者に対しては、内容の誤りを指摘し、速やかに訂正放送をさせようとする動きを一切していない（村中調書31頁）。

被告らの主張を前提とすれば、被告大江及び同村中の問題意識は、第一義的にはNEWS 23の報道内容にあった。そうであれば、番組の内容はテレビ局

が作成しているのであるから、真っ先にNEWS 23に連絡し、放送内容の誤り（甲2の記事にあるフリップは記載から明らかなように「TBS NEWS23」が作成している）の指摘や、原告の発言の真意の確認などを行うべきであった。そうすれば、番組担当者が誤りにすぐに気付けば、訂正放送をする旨をすぐに被告大江あるいは被告村中に伝えたであろうし、すぐに答えられなければ、一旦、電話を切って、原告に確認して、訂正すべき事項がはっきりすれば、それを被告大江あるいは同村中に連絡し、直近の放送日に訂正報道をしたはずである。

被告大江や同村中は、TBSに連絡するのは自分たちの役割ではなく、原告が行うべきだと述べるが（村中調書31頁）、全くの詭弁である。

(6) 原告の勤務先である大学に対する処分要求、厚労省の研究妨害

被告ウェッジ及び被告大江は、Wedge 平成28年7月号の正式出版前である同年6月17日に、原告に対して送付した（甲28）。のみならず、原告が所属する信州大学学長宛に同雑誌を送付し、「大学として何らかの措置をとられるべき」と、原告の地位に対する圧力を加えてきた（甲29）。また同日、被告大江は厚生労働省の担当部局を訪問し、同雑誌を配っている（以上につき、甲19・9～10頁、池田調書9～10頁）。そしてこれにより、厚生労働省あるいは信州大学から様々な調査、原告に対する聴取等がなされ、原告の研究や社会的地位に大きな動揺が生じることとなった。

雑誌の発売日前に雑誌の編集長が自らこのようなことを行うことはあり得ない。被告大江が本件記事の掲載を急いだのは、自分が編集長の間原告を追い詰める記事を月刊Wedgeに掲載し、それを使って原告を追い詰め、本件マウス実験を中止させ、副学長を辞めさせるところまで実現しようとしていたからである。

攻撃相手である原告の勤務先に圧力を加える被告大江の手法は、『週刊文春』2014年2月6日号が「慰安婦捏造」朝日新聞記者がお嬢様女子大学教授に」という記事を掲載し、当該大学に対して、「重大な誤り、あるいは意図的な捏造

があり、日本の国際イメージを大きく損なったとの指摘が重ねて提起されています。貴大学は採用にあたってこのような事情を考慮されたのでしょうか」と書いた質問状を送った『週刊文春』の手法に酷似している（甲38参照）。

3 原告の業務妨害を意図した記事

被告大江及び同村中は、子宮頸がんワクチンの安全性に疑念を抱くことを許さない推進論者である。子宮頸がんワクチンの安全性に疑問を抱かせるような研究や言論を徹底的に攻撃対象にする（被告村中について丙5の1、丙67参照）。そのため、自らの論に反対する者に対しては、「ジャーナリスト」の肩書、編集者の立場を利用して徹底的に攻撃する。本件各記事はその手段として作られ利用されたものである。

被告大江及び同村中は、厚労省の成果発表会において、副反応の病態解析のためのモデルマウスに関する説明を含む原告の研究班における1年間の研究活動の成果発表を行った直後から、原告を敵視し本件マウス実験を妨害し止めさせるために、原告の社会的信用を失墜させ、原告を班長とする研究班から原告をやめさせようと厚労省に働きかけるなど、ジャーナリスト、編集者、出版社として考えられない異常行動をとり続けた。

被告大江及び同村中は、A氏の説明に基づく体裁で本件各記事に原告の言動や行動を批判対象として取り上げていながら、A氏に再確認することもしなければ、原告に確認することもなく出版公表し（村中調書26頁）、出版後の原告からの抗議に対しても被告ウェッジ及び同大江はこれを無視し、被告村中は連絡先さえわからない状態になっていた。

提訴後も、被告ウェッジは、ウェブ上の記事を掲載し続けている。

月刊Wedgeに書く紙面を与えられなくなった被告村中は、差別を増長するような記事の掲載が社会的に問題になって、最近突如、休刊（実態は廃刊）になった『新潮45』（丙5の2）で、信州大学が、研究不正がなかったことを認定したにもかかわらず、「表向きはシロと言いながら事実上はまっクロと認定されてい

た」(同64頁)と平然と事実を捻じ曲げ、書籍『10万個の子宮』(丙67)やツイッター(甲33)、ネット記事「証拠資料も改ざん?子宮頸がんワクチン薬害ねつ造実験裁判で。」(甲34)でも、原告に対する人格攻撃を続けている。被告村中は、本件名誉毀損訴訟を「子宮頸がんワクチン薬害ねつ造実験裁判」と名付けて、依然として社会に「捏造」をアピールし続けている。

被告大江及び同村中には、本件各記事に関する反省はかけらもない。被告村中の原告に対する執拗な攻撃姿勢は確信犯ともいうべき極めて悪質なものである。

4 裁判所にさえ、個人の特定につながる実名も住所も教えない被告村中

「村中璃子」は偽名である。被告村中は、法廷で、「ペンネーム」だという言い方をしていたが、そうであれば、訴訟においては本名を名乗るべきであるし、訴状の送達先としての自宅住所なり自己の事務所住所なりを裁判所に知らせるべきである。それをしない被告村中が使用している「村中璃子」は、法律上、個人を特定するための情報として機能していないという意味で、偽名と同じであり、偽名なのである。

原告は、提訴時において、被告村中が本名ではないことを承知していたので、かつて被告村中がWHOで働いているときの氏名が となっていたことから、 と特定し、訴状の送付先を被告ウェッジの住所とした。

これに対し、被告ウェッジは、被告村中に対する訴状の受け取りを拒否した。

その後、被告村中は本件訴訟の代理人を藤本英二弁護士に委任したが、同弁護士は、訴状の送達を実現しようとしている原告代理人に対して、被告村中の本名も住所も教えず、藤本弁護士の事務所を訴状の送達先とすれば受け取るとした。裁判所は、偽名である村中璃子の氏名で藤本弁護士の事務所住所地に送達することを認めた。これにより、被告村中に対する訴状の送達がやっと実現した。以後、被告村中は本件訴訟に対応してきたが、「村中璃子」が偽名であり、住所を明らかにしない以上、藤本弁護士が代理人を降りると、途端に、被告村中は所在不明の存在になる。

被告村中はジャーナリストを名乗りながら、裁判所に対してさえ、自らの本名や住所を明らかにせず、本人尋問の段階における本人確認のための人定質問に至っても、裁判所に対して本名及び生年月日、住所を明らかにすることを拒絶した。被告村中は、法廷で、「ペンネームで執筆している方はたくさんいます。」(村中調書34頁)と、あたかも「村中璃子」名がペンネームであるかのように述べたが、原告代理人が、「ペンネームであるということと裁判で本名を出し、裁判所に事実を告げることというのは全然別です。」と指摘すると、「はい、わかりました。」と答えながら、原告代理人の「ペンネームでありながら、裁判になって裁判所に本名も言わない、住所も教えないというジャーナリストはどなたですか。」と問うと、「知りません。私はしないだけです。」(同調書35頁)と、あくまでも本名も住所も裁判所に教えない態度を変えなかった。

これは裁判制度に対する冒とくであるとともに、自らの言論について法的責任を免れようとする、ジャーナリストにあるまじき無責任な態度である。

本名を隠し、「捏造」がないにもかかわらず「捏造」発言を平然と続ける被告村中の言論は、近時のインターネット上の無責任な匿名言動と同質である。およそ公益目的による言動として保護されるべきものではない。

第4 真実でないことについて

1 本件各記事において摘示された事実

本件において原告が問題とする摘示事実は以下のとおりである。

(1) 本件摘示事実1

ア 本件雑誌記事(甲1)42頁第2段において「A氏によれば」として「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」との記述は、「原告が

A氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像を何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した」という事実を摘示し、かつこれをもって原告が「捏造」行為、すなわち、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」（甲12）あるいは「事実でないことを事実のようにこしらえること」（「広辞苑」第6版）を行ったという事実を摘示したものである。

なお、「A氏によれば」という記述で始まる本件雑誌記事の通常の読み方からして、A氏以外の人物が原告に手渡したと読み取ることはできないし、被告らも、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像を原告に何枚も渡した人物がA氏以外に存在することを主張していない。

イ また、本件雑誌記事（甲1）42頁第4段において、本件マウス実験の結果が一匹のマウスから採取された血清を用いたものであることに触れ、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記述における「チャンピオンデータ」とは、平成28年3月16日の成果発表会で、原告が、資料（甲7）に掲載された写真とグラフを示して説明した際の資料に掲載された写真とグラフを指すと読み取ることができる。

本件各記事は、上記記述のほか、「池田教授がいいデータを出せと指示したのか。」など、全体として、原告が甲5のスライドで示したデータが原告によって意図的に選択されたものであるとかチャンピオンデータであるなどと書き立てていることからすれば、チャンピオンデータで議論を進めることが捏造であるとの記述も、同様に、原告がいくつもあるデータの中から都合の良いデータだけを選択して発表したことが捏造であると繰り返し指摘したに過ぎない。

したがって、この記述もまた「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、

子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表したという事実」を摘示したものと解することができる。

ウ 本件ウェブ記事（甲2）における「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」との記述も同様である。

(2) 本件摘示事実2

本件各記事は、さらに、以下のように随所で「捏造」と記載している。これらの記述は、本件摘示事実1を踏まえ、原告が本件マウス実験に関して捏造行為をしたとの事実を摘示するものである。

ア 本件雑誌記事（甲1）

①（タイトル）「研究者たちはいったい何に駆られたのか」「子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」

（記事）「3ヶ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」

②（記事）「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」

イ 本件ウェブ記事（甲2）

（タイトル）「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」

（中見出し「明らかな意図」中の記事）

「これは「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」と言うために造られた実験であり、「捏造の意図」があったと結論付けざるを得ない。」

（中見出し「当事者たちに反省なし」中の記事）

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」

(3) 「沈着」が捏造であるとの指摘はない

なお、被告らは「沈着」という表現あるいはNEWS 23が放送した原告のインタビュー発言について繰り返し様々な主張を展開しているが、そもそも本件各記事のどこにも「沈着あるいはその他の発言・表現が捏造である」と摘示する箇所はない。

2 いずれも真実でない

(1) 本件摘示事実1

A氏が原告に直接、本件マウス実験に関する画像やスライドを渡したことはない（A氏調書19頁・25頁・26頁）。

本件実験についてA氏が原告に説明したのは、平成27年12月28日のプログレスミーティングのみであり、これ以外にA氏が原告に本件マウス実験について話したことがないことは、A氏が面談で述べたとおりである（乙7の2，9頁）。

原告は、塩沢教授から本件マウス実験に関するスライド資料を受け取っただけであり（甲19、4及び11頁参照）、受け取った資料中（甲6）、本件マウス実験について、原告が3月16日の成果発表会における資料として提示したスライド（甲5）と同じく、共焦点レーザー顕微鏡で撮影した画像を並べたスライドは、「1. ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド（甲6，14枚目）しかなかった（なお、甲6の15枚目から17枚目のスライドは、マウスではなくヒト海馬の反応をみたものである）。

したがって、原告が、研究班の班員が提出した資料から成果発表会用の資料を選定するにあたり、塩沢教授の研究に含まれる本件マウス実験について、「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も」存在したという事実がそもそもなく、「子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わせさせたスライドだけを選」ぶ余地もない。

そして、甲6の14枚目に基づく甲5のスライドの画像しかない以上、原告

が、「仮説にとって都合の良いデータ」をチャンピオンデータとして選択することは不可能であり、原告がチャンピオンデータで議論を進めたとの記述も誤りである。

以上のとおり、本件摘示事実1に関する各記述は真実でない。

(2) 本件摘示事実2

前述のとおり、「捏造」とは、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」(甲12)、「事実でないことを事実のようにこしらえること」をいうが、本件各記事は、上記記述のほか、「池田教授がいいデータを出せと指示したのか。」など、全体として、原告が甲5のスライドで示したデータが原告によって意図的に選択されたものであるとか、チャンピオンデータであるなどと書き立てていることからすれば、本件各記事の随所に書かれた「捏造」という記述は、本件摘示事実1を指すとしか読み取ることができない。

したがって、本件摘示事実1と同様に、本件摘示事実2に関する各記述も真実でない。

(3) 被告らの主張について

ア 被告ウェッジ及び被告大江

被告ウェッジ及び被告大江は、裁判所の指示に基づき、第1準備書面において、本件各記事から読み取ることのできる「捏造」の対象事実として、次の3つの内容を主張した。

しかし、その根拠として被告ウェッジ及び被告大江が挙げる本件各記事の記述は、ただ「捏造」と繰り返すだけの記述に過ぎず、被告ウェッジ及び被告大江が主張するような具体的内容は全く書かれていない。被告ウェッジ及び被告大江が主張する「捏造」の対象事実も、次に述べるように、いずれも真実でないものばかりである。

(ア) 対象事実①

被告ウェッジ及び被告大江は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、

脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着したという事実は存在しないにもかかわらず、原告がNEWS 23において、「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている」「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着した。海馬の機能を障害してそうだ。」と断定的に発言したことが捏造の対象事実であると主張するが（被告ウェッジら第1準備書面2頁）、本件各記事の記述から、このことが「捏造行為」の対象事実であると読み取ることにはできない。

そもそも、インタビューで話すことが捏造行為（事実ではないことを事実のようにこしらえること）になるとは一般に考えられていない。また、「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている」との原告のコメントは、TBSのインタビューの際、副反応を訴える患者の脳SPEC CT画像について原告が説明したものが（甲19、8頁下から4行目）、TBSの編集ミスにより、まるで本件マウス実験の結果についてコメントしたかのように編集されて放送されたものであるから、この説明内容を原告が本件マウス実験について述べたものと捉えること自体が誤りである。

本件雑誌記事が、本件摘示事実1で挙げた「捏造」を中核として、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である。」（同、42頁4段目）「池田教授がいいデータを出せと指示したのか。A氏が自らチャンピオンデータを出したのか。」（同、44頁3段目）など、原告が存在しないデータ、研究結果等を作成したことを印象づける書きぶりに終始していることからしても、本件雑誌記事が指摘する原告の「捏造行為」は、本件摘示事実1にとどまると読み取ることしかできず、被告ウェッジ及び被告大江の主張は失当である。

(イ) 対象事実②

次に、被告ウェッジ及び被告大江は、「子宮頸がんワクチンを接種したマウスのみが強く緑色に光ったという事実は存在せず、・・・発表したこと。」が捏造の対象事実であると主張する。

甲5のスライドが現に存在するにもかかわらず、「子宮頸がんワクチンを接種したマウスのみが強く緑色に光ったという事実は存在せず」と主張すること自体が誤りである上、前述したように、原告は、本件マウス実験についてA氏から直接資料を受領したことはなく、塩沢教授から甲6のスライドを受領しただけであり、その中には、甲5と同じように共焦点レーザー顕微鏡で撮影した画像を並べたスライドは、「1. ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド（甲6，14枚目）しかなかったのであるから、原告が、「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず・・・発表した」という事実も存在しない。

(ウ) 対象事実③

被告ウェッジ及び被告大江は、さも、実験によって「結果を代表する意味を持つデータ」が得られたかのように議論を進めたことも捏造の対象となる事実であると主張するが（被告ウェッジら第1準備書面3頁）、「議論を進めた」とは具体的にいかなる事実を指すか不明である。原告は、1年間の期間限定で設置された研究班の成果発表をすることを厚労省から求められたために、1年間の研究班の活動と成果の説明であることを前提として、甲5のスライドを含む甲4の資料を配布して説明したのであり、「議論を進めた」ものではない。

また、本件雑誌記事の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である。」との記述について、被告ウェッジ及び被告大江は、n = 1（ねずみ1匹）で議論したことが捏造であると主張する（第1準備書面4頁以下）。

しかし、原告が、 $n=1$ 、すなわちマウス1匹のデータのみに基づいて議論をした事実もない。本成果発表会における原告の30分から40分程度の説明は、研究班の1年間の活動経過と今後の取り組みを説明したものであって、学会発表や論文発表のような最終的な研究報告ではないから、本成果発表会における説明をもって「議論を進めた」と被告らが決めつけることは誤りである。

また、原告は、限られた説明時間で、原告の研究班の班員ら（原告を含めて9名）の1年間の活動内容と今後の取り組みや研究課題を取りまとめて説明したが、各群1匹ずつのマウスの画像からなる甲5のスライドは、病態解析のためのモデルマウスの作成という研究課題（甲4、29枚目以下）の一資料に過ぎない。原告は、塩沢教授から提供された資料（甲6）や班会議における同教授の報告、原告が皮内神経等を観察した内容に基づき、「今後の取り組み」（甲4、31枚目のスライド）を説明している。1年間という限られた研究期間（班会議等の取りまとめを経て成果発表会で説明するまでに数ヶ月間を要することからすれば、実質的な研究期間は10ヶ月にも満たない）であることから、実験できるマウスの匹数が少ないこともやむを得ないものの、その観察方法は、マウス海馬の免疫染色のみならず、ヒト海馬の免疫染色（甲6、15枚目以下）、ELISA法による検討（甲6、18枚目）など複数の手法によっており、マウス海馬の免疫染色結果（甲5）のみに基づき経過報告をしているものではないことがわかる。

以上のとおり、被告ウェッジ及び被告大江が主張する「捏造」の対象事実を本件各記事の記述から読み取ることは不可能であるのみならず、被告ウェッジ及び被告大江が挙げる「捏造」の対象事実も、いずれも真実ではない。

イ 被告村中

被告村中は、前記のとおり、同被告準備書面(2)の第2. 1において、「捏造」の意味について、「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」が、「実際に実施された本件マウス実験の内容」から隔たりがあるという意味」と主張しているが、このような主張自体、甲5のスライド画像や本件実験に改ざん等の捏造行為はなかったと認めていることを意味している。

被告村中は、結局、「捏造行為」を具体的に挙げられなかった。このことは、被告らが、原告を誹謗中傷するために根拠なく「捏造」と書いたことを裏付けている。被告村中が、成果発表会における原告の説明内容やNEWS 23の報道内容に疑問を感じたのであれば、「捏造」という言葉を使わずに、本件マウス実験に科学的な意味がないとか、原告の説明内容は正確ではないとか、NEWS 23の報道は誤報である等と批判すれば足りた。にもかかわらず、被告らは、本件各記事であえて「捏造」という、研究者に対する社会的評価を著しく低下させる指摘を伴う表現を用いた。だからこそ、原告は、本件各記事中の「捏造」の記述が、原告に対する名誉毀損の不法行為であると主張しているのである。

第5 真実相当性もない

1 はじめに

本件各記事は、A氏の取材以外に裏付け取材は文字通り事実上「ゼロ」であり、真実相当性が認められる余地は全くない。

2 客観資料が皆無であること

A氏が取材時に交付を約束したスライドについては、結局その後提供されなかった。「極めて重要な客観資料」(大江調書31頁)であるこのスライドが提供されなかった結果、客観資料は皆無となったばかりでなく、A氏の(くれると言っていたのにくれないと変えた)態度変更は、同氏の発言内容の信憑性を低下させ

る出来事である。

にもかかわらず被告らは、前記第3で詳述した通り、「Wedge 平成28年7月号でどうしても記事にする」という至上命題を実現するため、他に何らの補強材料もないのにそのまま見切り発車で本件各記事を執筆あるいは出版した。

3 原告に対する確認が皆無であること

本件各記事は、研究者である原告に対して「捏造」という極めて重大な非難を浴びせる記事であるにも関わらず、記事化する前に原告に対し何らの確認もしていない。

なおこの点、被告らは、出版の3ヶ月前に被告村中が原告に対し取材要請した際に拒絶されたからという趣旨の弁明をしているが、到底公正な言論に携わる者の弁明と評価できない程失当である。

すなわち第1に、そもそも3ヶ月前の取材に対する原告の対応は「拒否」と評価されるようなものではない(丙43)。第2に、3ヶ月前の取材は本件記事の内容とは全く別内容であり、これを拒否したからと言って今回もまた拒否するとは限らないばかりか、むしろ本件記事内容の重大性からすれば、原告は当然取材に応じ事情を説明するであろうことが想定されるにもかかわらず、被告大江は敢えて取材せず、その理由をまともに答えられていない(大江調書47頁)。

被告大江は、本件雑誌の編集責任者として、原告が過去に被告村中に対してどのように対応していようが、執筆者とは異なる立場で裏付け取材をする責任を有している(大江調書27頁)。にもかかわらず被告大江は、原告に確認しなかった理由につき、繰り返し被告村中の3月の要請に対する拒否を理由として挙げている。これはもはや、親会社からの出向という経歴上編集者としての基本的資質が欠けているか、もしくは上記の不当な出版目的のため確信的に3月の取材拒否を利用して意図的に原告に確認しなかった(確認すれば「捏造」がないことが明らかになってしまうため)かのいずれかしか考えられない。

4 塩沢教授への連絡は裏付け取材とはなり得ないこと

被告らが唯一、関係者に確認らしい確認をしたと言い得るのは、塩沢教授へのメールによる質問（乙4）である。しかしながらこれは、「明日6月8日の正午までにご回答をいただきますよう」「期限前にお答えがない場合、…ご回答は『YES』であったと理解して記事化させていただきます。」と、受け取る側からすれば「一種の脅迫」とも評されるような内容であり、とてもまともな裏付け取材と言いうるものではない。しかも、イエスともノーとも言っていない塩沢教授の返信を以て、「裏づけが取れたと理解した」（大江調書29頁）として、予定通りのスケジュールで出版に踏み切ったばかりか、記事内においては「イエスかノーかで答える質問をメールしたが『一種の脅迫だ』と返し、取り合わなかったようだ。」（甲1、44頁第4段目）と、事実を歪曲し（質問内容は前提事実自体に誤りがあり、イエスかノーかで回答できるようなものではない）、かつ、塩沢教授が「一種の脅迫」と評した理由部分を意図的に割愛して、いかにも同氏が隠蔽、捏造に加担しているかのような印象を与える記載となっており、悪質である。

5 小括

このように、本件は裏付け取材が事実上「ゼロ」であることに顕著な特徴があり、相当性が認められる余地はない。そして、そのような杜撰な過程は、既述の通り、不当な出版目的のために確信的になされた行為の結果であり、極めて悪質と言わざるを得ない。

6 被告らの主張について

被告らは、A氏との面談内容等に基づき、真実相当性があると主張するが、次に述べるとおり、A氏の面談内容（乙7の1、2）を引用して真実相当性があるとする被告らの主張は失当である。

(1) A氏が原告に資料を渡したとの部分

ア 被告ウェッジ及び被告大江は、A氏が、面談時に、原告に資料を渡したことを「大前提に」（第3準備書面4頁）、被告村中とやりとりしていると主張する。

イ しかし、仮に、A氏が原告に資料を渡したと被告らが認識したとすれば、具体的にどのような資料を、いつ、A氏が原告に渡したかを確認する必要があるところ、被告らはそのような確認をしていない。面談時、A氏は、原告と直接やりとりをしたのは平成27年12月28日の1回だけと述べているのであるから（乙7の2，9頁）、その時に原告に資料を渡したかどうかをA氏に確認すればよかっただけなのに、それすら確認していない。

そして、A氏との面談後、A氏が話した内容について、本件各記事発表前に、A氏や原告に確認することもしていない。さらに、A氏が作成した資料の実物も確認していない。

ウ このように、被告らが、A氏が面談で「大前提として」述べたと認識した事実について、これをA氏にも原告にも確認せず、客観資料であるA氏のスライド資料も確認せずに本件各記事に書いたことについて、真実相当性は到底認められない。

(2) 子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも緑色に染まった画像があるとの説明

同様に、面談で、A氏が「他のマウスでも緑色に染まることありました」（乙7の2，32頁）と述べたことを捉えて、A氏が原告に渡した資料に、「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった」（甲1，42頁3段目）と被告らが本件各記事で記述したことについて真実相当性があるとも認められない。

前提として、本件マウス実験のような専門性の高い事柄について、断片的な会話のやり取りだけで正確に理解するには、話し手と聞き手が同等の専門性を有する必要がある。聞き手が話し手と同等の専門性を有していない場合、前提知識や理解を欠くために、話し手の断片的な言葉を捉えて、話し手が述べてもいない内容を述べたと勘違いしたり、聞き手にとって都合の良い「理解」にこじつけることが容易に起こりうる。本件の被告らも、まさにそのような状態

であった。

本件ノックアウトマウスについて専門的知見を有しない被告大江及び同村中はもちろん、同席した宮川教授も、A氏と同等の専門性を有していなかった。宮川教授は、本件ノックアウトマウスについてはある程度の知見を有していても、自己抗体の有無の検査の一つである免疫染色についての知見はなかったのである。

A氏から本件マウス実験の手法を聞いた被告村中が、宮川教授に、「よくやることなんですか。この、自己抗体の有無」(乙7の2、34頁)と尋ねた際、宮川教授は「いや、僕は、あのう、こういうのちょっとよくわかんないですけどね。」(同頁)と述べたところに、宮川教授がこの実験手法について知見を有していないことがあらわれている。

すなわち、A氏から話を聞いた被告大江及び被告村中、宮川教授の3名は、全員、本件マウス実験の手法について専門的知見を有していない、素人であった。素人が、レストランで昼食をとりながら、メモも取らず(A氏調書、3頁)、1時間程度話を聞いただけで、本件マウス実験の手法やそのような手法を採用する根拠、観察結果等が意味することを正確に理解することは到底無理であろう。

加えて、前述したように、被告らは、A氏から聞き取った内容を本件各記事として発表する前に、原告にもA氏にも確認しておらず、A氏が述べた画像が具体的にどのようなものであるかも確認していない。12万部以上の発行部数を誇る(甲11)雑誌編集部としてあり得ない、ずさんな編集態度である。

(3) 沈着という記載は捏造ではない

また、各ワクチンを接種した本件ノックアウトマウスの脳そのものではなく、血清を採取して正常マウスの脳切片との反応を見る手法は、臨床でも行われている基本的な自己抗体の検査手法である(乙7の2、28及び119頁)。原告や研究班の班員らもこのことを理解している(原告本人、4～5頁)。

被告らが素人的な考えに基づき、本件ノックアウトマウスを使うことや、ワクチンを接種した個体そのものの脳ではなく、血清を採取して観察することに疑問を呈するのは無知によるものであって、的外れな観点から本件マウス実験の手法に難癖をつけるに過ぎないものである。

さらに、本件各記事で書いていないにもかかわらず、本件訴訟で、「沈着」ではないのに「沈着」と原告が述べたことが「捏造」であると被告らが強弁するのも、A氏や原告が不正確な説明であることを認めたことにつけ込み、これを歪曲して難癖をつけているだけである。

たしかに、「沈着」という表現は、本来的には、検体そのものの組織を観察して、当該組織に自己抗体が付着していた場合を指すから、本件マウス実験のように、検体から採取した血清と正常組織とを反応させる検査手法（甲27の「蛍光抗体間接法」参照）の場合は、「沈着」というより、「反応」という表現に留めることが正確であった（丙2、2頁4行目）。

しかし、子宮頸がんワクチンを接種した本件ノックアウトマウスの血清に自己抗体の特異的反応がみられたことは、甲5のスライドが示すとおり事実であり、子宮頸がんワクチンについてのみ、特異的反応がみられたことを原告が指摘したこと自体に誤りはない。

また、皮膚科学のテキスト（甲27）の「蛍光抗体法の原理」の図解説明（同2枚目下段）でも、「患者血清」と「正常ヒト皮膚」との反応をみる間接法の実験の説明において、「抗体の沈着」と書かれていることからわかるように、「反応」と書くことが正確な場面で「沈着」と書かれることは珍しいことではない。

このことからわかるように、甲5のスライドの「沈着」の記載を、原告が「反応」に修正しなかったことは、捏造ではないことはもちろん、間違った記載を放置したものでもない。

(4) 本件マウス実験に原告が関与しているとの主張について

被告ウェッジ及び被告大江は、第4準備書面4頁以下で、A氏が、面談時に、原告が本件実験のプロジェクトリーダーであると説明した(乙7の2, 60頁)から、原告が本件マウス実験に関与したと主張するようである。

しかし、A氏は、原告が研究班の班長であることを説明する趣旨でプロジェクトリーダーと述べたに過ぎず(A氏調書、9頁)、原告が本件実験に関与したことを述べたものではない。

被告らは、A氏の面談以前から、原告が研究班の班長であること、本件マウス実験は塩沢教授の研究においてなされており、A氏が本件マウス実験を担当した一人であることをわかっていた(甲1、42頁2段目)。原告も、平成28年3月23日に、本件マウス実験は原告ではなく、他の研究者が発案して実施していることを被告村中に説明している(甲21、1枚目)。

そして、前述したとおり、被告らは、A氏との面談後、A氏に対して、本件各記事でA氏の話として記述した内容の確認をせず、原告に対しても、A氏が話した内容について確認することを怠った。

以上の事実からすれば、A氏が、原告がプロジェクトリーダーである旨を発言したことのみをもって、原告が本件マウス実験に関与していると被告らが考えたことについての相当性はおよそ認められない。

第6 損害

1 研究止まる

本件各記事やこれを利用した被告大江らによる厚労省や信州大学に対する働きかけなどにより、本件マウス実験は中止に至った。

原告は、子宮頸がんワクチン接種後の副反応と思われる症状に苦しむ患者に、記憶・学習障害や睡眠障害といった高次脳機能を含む脳症状が多く認められたことなどから(甲19、3頁)、子宮頸がんワクチンの副反応においては、血液中に脳を攻撃する何らかの抗体が含まれているのではないかと推測した。本件マウス

実験は、モデル動物を使って、ワクチン接種後間もない時期に何が起きているのかを解析することに繋がる実験であった。それが被告らによって作り出された「捏造」騒動で中止のやむなきに至ったことは、原告にとって極めて不本意なことであった。

2 大学内での立場、「捏造」という言葉が持つ深刻な信用毀損

原告は、被告らで作った「捏造」記事と「捏造」騒動（信州大学に対する研究不正疑惑の指摘）により、信州大学による予備調査及び本調査の対象とされ、さらに、副学長を辞任せざるを得なくなった。長野県内の医療関係者との交友関係も途絶え、原告を中心として進めてきた長野県の医療体制や医療関連産業の再構築事業が頓挫してしまった。これは原告の研究者、医療従事者としての生命を奪うに匹敵する重大な被害である。

原告と暮らす妻も、医師である娘と息子も、父親である原告が「捏造」報道されたことで精神的、また社会生活上、多大な苦痛を被った。

「捏造」という言葉のインパクトは、被告村中も「かなり強い言葉」（村中調書27頁）と認めるように、医学研究者にとってその社会的評価を致命的に失わせる言葉であり、一旦、抱かれてしまったイメージを消すことは極めて難しい。

3 謝罪広告の必要性

原告による「捏造」が全く存在しない事実であることが明らかでありながら、原告代理人が被告ウェッジに内容証明郵便を送って以来、今日まで、被告らのだれからも謝罪がない。確信犯的悪質さである。

本件各記事における「捏造」の強調は、その言葉自体が研究者である原告にとって致命的な大事件であった。上記の通り、「捏造」という用語の乱発は多大な影響力を発揮し、原告を班長とする研究班における重要な課題だった本件マウス実験を妨害し中止に追い込み、原告に信州大学副学長及び信州大学医学部長の職を辞させ、原告の社会的名誉を著しく損なった。

それどころか、原告が本件各記事に関して被告ウェッジに内容証明郵便を送っ

て抗議し、本件訴訟を提起した後も、被告村中は、「薬害でっちあげ」の表題で『新潮45』(丙5の2)(平成29年1月号)(2018年9月休刊)において、また、単行本『10万個の子宮』(丙67、平成30年2月発売)において、原告に対する人格攻撃を続け、原告の社会的名誉を損ない続けている。

本件訴訟の過程においてさえ、被告村中は、原告が提出した証拠(甲17)について、「証拠資料の改ざん」だとしてインターネットに公表しており(甲34)、原告の「捏造」イメージを補強、増長させている。

被告村中の原告に対する「捏造」攻撃は、被告大江を編集長とする月刊ウェッジ及びウェブマガジンWEDGE Infinityの本件各記事を発端とするものであることからすると、原告の社会的名誉を回復するためには、本件各記事における「捏造」の指摘が誤りであることを内容とする謝罪広告を、被告ウェッジの月刊ウェッジ及びウェブマガジンWEDGE Infinityに掲載することが必要不可欠である。

第7 反訴について

1 債務不存在確認請求の反訴について

被告村中の債務不存在確認の反訴請求は、平成29年5月26日付答弁書で述べたとおり、即時確定の利益を欠いており、却下されるべきである。

2 損害賠償請求の反訴について

訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られると解するのが相当である(最高裁昭和60年(オ)第122号同63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁)。

本件についていえば、例えば、原告が、甲5のスライド資料を作成する際に、

免疫染色の画像について、緑色の部分をパソコンなどで消去したり、緑色を人工的に足したりといった改ざん行為を事実として行ったことが明らかなのに名誉毀損の本訴請求をした場合には、原告による名誉毀損の本訴請求が事実的根拠を欠く場合にあたり得ることになる。

しかし、原告が本件マウス実験に関与していないことはこれまで原告が主張したとおりであり、かつ、本件マウス実験に捏造や改ざん行為がなかったことは、原告が主張してきたことに加え、信州大学が設置した調査委員会も認定したとおりである（丙2）。

すなわち、本件は、原告の事実認識として厚労省研究班の研究において捏造行為をしていないと原告が明確に主張しているだけでなく、原告が何ら捏造行為をしていないことが客観的にも明らかになっているのである。

したがって、本件で、原告による本訴請求が事実的、法律的根拠を欠くとされる余地はなく、本訴請求が不法行為に当たる余地はないから、被告村中の反訴請求は棄却されるべきである。

以上